

通信サービス提供を含むデータ通信用SIM調達業務に関する契約書

福島県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、下記の条項により通信サービス提供を含むデータ通信用SIM調達業務に関する契約を締結する。

（総則）

第1条 通信サービス提供を含むデータ通信用SIM調達業務に関する契約については、この契約書に定めるもののほか「通信サービス提供を含むデータ通信用SIM調達業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

2 甲は、仕様書で定めた通信サービスを含むデータ通信用SIMの提供を受け、乙にその代金を支払うものとする。

一 業務名及び数量 通信サービス提供を含むデータ通信用SIM調達業務
284回線（枚）

二 契約金額 金_____円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
金_____円）

三 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

四 設置場所 福島県立福島高等学校ほか計117か所
（別紙「配置場所一覧」のとおり）

五 契約保証金 _____

（契約の目的）

第2条 この契約は、乙が通信サービス提供を含むデータ通信用SIMを甲に調達し、通信サービスが常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、通信サービスを円滑に提供することを目的とする。

（契約の内容）

第3条 乙は、この契約に定めるもののほか、仕様書に従い、前条に定める契約の目的を確実に履行するものとする。

（履行期間）

第4条 この契約の履行期間は、以下のとおりとする。

一 データ通信用SIM調達 令和8年4月1日まで（納入期限）

二 通信サービス提供業務 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(契約の保証)

第5条 乙は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(データ通信用SIM料金)

第7条 データ通信用SIM料金は事務手数料、ユニバーサルサービス料金等の費用を含む。

(データ通信用SIM料金の請求)

第8条 乙は、第7条のデータ通信用SIM料金（円未満切捨て）に消費税及び地方消費税を加えた金額を甲に請求するものとする。

(データ通信用SIM料金の支払)

第9条 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内にデータ通信用SIM料金を支払うものとする。

2 甲は、自己の責めに帰すべき理由によりデータ通信用SIM料金の支払を遅延した場合は、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払の日まで年2.5%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。

(データ通信用SIMの保守)

第10条 乙は、データ通信用SIMを甲が常時正常な状態で使用できるように保守を行うものとする。

2 データ通信用SIMが故障した場合は、甲の請求により、乙は直ちに係員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

(データ通信用SIMの取替え等)

第11条 乙は、点検又は甲の通知に基づき、通信品質維持のため乙が必要と認めたときは、データ通信用SIMを取り替えるものとする。

(データ通信用SIMの所有権)

第12条 データ通信用SIMの所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

2 甲は、データ通信用SIMの原状を変更するような行為をしてはならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、甲が故意又は重過失によってデータ通信用SIMに損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

3 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、個別契約に基づく支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

4 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(機密の保持)

第14条 乙は保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第15条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく基本契約又は個別契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、当該契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が提供する通信サービスについて、第1条に掲げる目的を履行する見込みがないと認めるときは、基本契約又は個別契約を解除することができる。
- 3 前2項により基本契約が解除された場合は、個別契約も解除されるものとする。
- 4 前3項の規定により契約が解除された場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責めを負わない。
- 5 甲は、乙が次のいずれかに該当するとき、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 一 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - 六 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - 七 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 6 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

(補足)

第17条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ

甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関して

は、福島地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県教育委員会教育長

(乙)

別記（その1）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又

は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2 委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。